

# 規 約

## (名 称)

第一条 この会の名称は、昭島市NPO法人連絡会とする。

## (目 的)

第二条 昭島市を主に活動範囲とするNPO法人とNPO法人を目指す有志のネットワーク作り、会員相互の情報交換、勉強会を通し、生き生きとした市民社会の実現を目指すことを目的とする。

## (事務局)

第三条 事務局を、昭島ボランティアセンターにおく。

## (会 員)

第四条 会員は、会の目的に賛同した昭島市を主に活動範囲とするNPO法人とNPO法人を目指す有志とする。

## (役 員)

第五条 この会に役員を置く。

- 1 役員は、会員より3名選出する。
- 2 役員の任期は、4月1日から3月31日2年間とする。
- 3 代表1名、副代表2名を選出する。

## 附則

この規約は、2005年4月1日より施行する。

## 附則

この規約は、2007年10月1日より施行する。

第三条 事務局 「ボランティアコーナー」から「ボランティアセンター」に改正する。

## 附則

この規約は、2009年7月2日より施行する。

第五条 「世話人代表」を「代表」に「世話人」を「副代表」に改正する。

第二条 「昭島市内のNPO団体有志」を「昭島市を主に活動範囲とするNPO法人とNPO法人を目指す有志」に改正する。

第四条 「昭島市内で活動するNPO団体」を「昭島市を主に活動範囲とするNPO法人とNPO法人を目指す有志」に改正する。

この規約は、2010年5月1日より施行する。

第五条 「1年間」を「2年間」に改正する。